

類別	簡易宿所営業
	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設
客室	<p>◇ 客室の延床面積は33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。（施行令1条2項1号）</p> <p>※ 農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が、その居宅において農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する営業）を営む場合は、この基準を適用しない。</p> <p><input type="checkbox"/> 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。（衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/> 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。（衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。（衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。（条例6条3号）</p> <p>[階層式寝台の要件]</p> <p><input type="checkbox"/> 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。（施行令1条2項2号）</p> <p><input type="checkbox"/> 階層式寝台（上段）の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設ける等適切に措置することが望ましい。（衛生等管理要領）</p>
玄関帳場	<p>[適用なし]</p> <p>適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント類を設けることが望ましい。（衛生等管理要領）</p> <p>次の各号にいずれかにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しない。（衛生等管理要領）</p> <p>① 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良な風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>② 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。（通常概ね10分程度で職員が駆けつけることが体制）（衛生等管理要領）</p>
ロビー	[適用なし]
廊下・階段	<input type="checkbox"/> 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。（衛生等管理要領）
洗面設備	<input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たせる、適当な規模の洗面設備(要領中「Ⅱ 施設設備」第1 15)を有すること。（施行令1条2項5号）
寝具収納	<input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が、適当な場所に設けてあること。（条例2条1号）
便所	<p><input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。（施行令1条2項6号）</p> <p><input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。（条例6条6号）</p> <p>参照：便所の構造設備(要領中「Ⅱ 施設設備」第1 16)</p>
換気採光照 明等	<p><input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（施行令1条2項3号）</p> <p><input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。（条例6条1号）</p> <p><input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。（条例6条2号）</p>
調理場	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及び昆虫等の防除の設備を施すこと。（条例6条4号）
遮 蔽	<p>[適用なし]</p> <p>(旅館営業に準じて設けることが望ましい。)</p>
設置場所	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、[学校、青少年教育施設、児童福祉施設、図書館、公民館等]の敷地（用途決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な環境が著しく阻害されるおそれがないこと。（法3条3項3号）
外観等	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないような意匠とし、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。（衛生等管理要領）

給水設備	<input type="checkbox"/> 飲料水を衛生的で十分供給できる設備を設けること。 (衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 井戸水など水道水以外の水を飲用に供する場合は、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。 (衛生等管理要領)
入浴設備	<p>△ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の入浴設備を有すること。(施行令1条2項4号)</p> <p>[共同の入浴設備(要領中 「Ⅱ 施設設備」 第1 12, 13, 14)の構造基準](条例2条1項2号)</p> <input type="checkbox"/> 脱衣室が付設されていること。 <input type="checkbox"/> 浴室の内部が、外部から見通せないように設備されていること。 <p>[共同の入浴設備(要領中 「Ⅱ 施設設備」 第1 12, 13, 14)の措置基準] (次欄記載のとおり。)</p> <input type="checkbox"/> ろ過器を設置する場合、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換ができるものであること。 (条例第6条5号ア) <input type="checkbox"/> ろ過器の前に集毛器を置くこと。 (条例第6条5号ア) <input type="checkbox"/> 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること (条例第6条5号イ) <input type="checkbox"/> 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。 (条例第6条5号ウ) <input type="checkbox"/> 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。 (衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 循環ろ過湯水の補給口は底部に近い部分とし、誤飲又はエアロゾルの発生が防止できること。 (衛生等管理要領) 注 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、誤飲を防ぐための措置を講ずること。 (条例第6条5号ツ) <input type="checkbox"/> 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。 (衛生等管理要領) 注1 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。 (条例第6条5号ソ) 注2 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。 (条例第6条5号タ) 注3 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。 (条例第6条5号チ) <input type="checkbox"/> オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、内部清掃が容易な位置・構造であって、回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は、この限りでない。 (衛生等管理要領) 注 オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。 (条例第6条5号セ) <input type="checkbox"/> 原湯を貯留する貯湯槽の温度を、湯の補給口、底部等に至るまで60℃に保ち、かつ、最大使用時においても55℃に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難しい場合は、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。 (衛生等管理要領)
特例	<p>[特例の対象となる施設(省令第5条第1項各号)]</p> <p>① 季節的営業の施設(キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設) (衛生等管理要領では、プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障のないよう容易に管理できる構造設備の施設としている。)</p> <p>② 交通が著しく不便で、利用度が低いもの (衛生等管理要領では例として山小屋等を挙げている。)</p> <p>③ 一時的営業の施設(体育会、博覧会のために一時的に営業する施設) (衛生等管理要領では、プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障のないよう容易に管理できる構造設備の施設としている。)</p> <p>以上の施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「◇」マークの基準は、適用しない。(施行規則第5条2項) ○ 「△」マークの基準については、季節的・地理的状況等によってこの基準による必要がない(又はこの基準によることができない)場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がない場合は適用しないことがある。(施行規則第5条3項) ○ 条例第2条の構造設備基準については、季節的・地理的状況等により当該基準により難しい場合で、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合、同条の基準によらないことができる。(条例第3条)

○ 営業施設について講じるべき措置の基準（旅館業法施行条例6条）

- 1 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。
- 2 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の装置を施すこと。
- 3 客室には、外気に面して窓を設けること。
- 4 調理場は、換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。
- 5 共同の入浴設備について、次に掲げる事項を施すこと。
 - ア ろ過器を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。
 - イ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。
 - ウ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造とすること。
 - エ 脱衣場及び脱衣箱は、常に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒を行うこと。
 - オ 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。
 - カ 浴槽内の湯は、常に豊富に、かつ、適温を保ち、著しく汚濁しないようにすること。
 - キ 入浴者に利用させるくし、かみそり等は、一人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。
 - ク 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

※ 規則で定める基準

対 象	項 目	基 準
原湯，原水，上がり用湯，上がり用水	大腸菌	不検出
浴槽水	大腸菌群	1ミリリットル中に一個以下
原湯，原水，上がり用湯，上がり用水，浴槽水	レジオネラ属菌	不検出（100ミリリットル中に10CFU未満）

- ケ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- コ ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。
- サ 浴槽水の消毒に当っては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中0.4ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあっては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。
- シ 循環配管を設置している場合において、ルの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入す

- ること。ただし、構造上これにより難しい場合にあっては、この限りでない。
- ス 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。
- セ オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。
- ソ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。
- タ 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。
- チ シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。
- ツ ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。
- テ 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい所に掲示すること。
- ト 浴槽水を河川等に排水する場合は、適切な処理を行うこと。
- ナ 入浴設備及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
- ニ 営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。
- 6 便所には、換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。
- 7 その他、市長が必要と認める措置を講じること。

※ 留意事項

設計にあたっては、旅館業法令に定める「構造設備の基準」のほか、旅館業法施行条例（S 23. 11. 24条例第104号）で定める第2条「構造設備の基準」、第6条「措置の基準」の他、「旅館業における衛生等管理要領」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、「旅館業における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に定める衛生管理・水質管理が十分行えるよう所要の設備を設けること。